

議案第94号

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例について

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年5月6日から本市の行政組織機構を改編するため、この案を提出するものである。

## 米原市事務分掌条例の一部を改正する条例

米原市事務分掌条例（平成 17 年米原市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号を次のように改める。

### (1) 政策推進部

- ア 市の総合的な政策の立案、調整および管理に関すること。
- イ 市の重要政策の調整等に関すること。
- ウ 広報および広聴に関すること。
- エ 地域および行政の情報化の推進に関すること。
- オ 秘書に関すること。
- カ 褒賞および表彰に関すること。
- キ 特命事項の調査研究および調整に関すること。
- ク 消防、防災、生活安全および交通安全に関すること。
- ケ 危機管理に関すること。

### (2) 総務部

- ア 市の行政一般に関すること。
- イ 職員の人事に関すること。
- ウ 文書および法規に関すること。
- エ 庁舎管理に関すること。
- オ 財政に関すること。
- カ 財産管理に関すること。
- キ 契約監理に関すること。
- ク 総合的な人権政策に関すること。
- ケ その他他の部の主管に属しないこと。

### (3) 市民部

- ア 市税に関すること。
- イ 国民健康保険および国民年金に関すること。
- ウ 後期高齢者医療制度および福祉医療に関すること。
- エ 戸籍および住民基本台帳に関すること。
- オ 地域振興に関すること。

- カ 市民協働の推進に関する事。
- キ 市民自治組織その他市民活動団体の育成および支援に関する事。
- ク 地域公共交通に関する事。
- ケ 環境保全および自然保護に関する事。
- コ 米原市役所支所および出張所設置条例(平成 17 年米原市条例第 199 号)に規定する支所および市民自治センターに関する事。

(4) くらし支援部

- ア 社会福祉に関する事。
- イ 障がい者福祉に関する事。
- ウ 高齢者福祉に関する事。
- エ 保健衛生、健康増進および医療に関する事。
- オ 介護保険に関する事。
- カ 児童福祉に関する事。
- キ 子育て支援に関する事。
- ク 少子化対策に関する事。
- ケ こどもの健全育成に関する事。

(5) まち整備部

- ア 道路、橋りょうおよび河川に関する事。
- イ 住宅および建築に関する事。
- ウ 都市計画に関する事。
- エ 上水道および簡易水道に関する事。
- オ 下水道に関する事。
- カ 地域経済および観光の振興に関する事。
- キ 商業および工業の振興に関する事。
- ク 労政に関する事。
- ケ 企業誘致に関する事。
- コ 農業、林業および水産業の振興に関する事。

付 則

この条例は、令和 3 年 5 月 6 日から施行する。

米原市事務分掌条例新旧対照表（改正理由）

| 改正後   | 現 行  | 改正理由   |
|---|--|--|
| <p>(事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により設ける組織および分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策推進部</p> <p>ア 市の総合的な政策の立案、調整および管理に関する<u>こと。</u></p> <p>イ 市の重要政策の調整等に関する<u>こと。</u></p> <p>ウ 広報および広聴に関する<u>こと。</u></p> <p>エ 地域および行政の情報化の推進に関する<u>こと。</u></p> <p>オ <u>秘書に関すること。</u></p> <p>カ <u>褒賞および表彰に関すること。</u></p> <p>キ <u>特命事項の調査研究および調整に関すること。</u></p> <p>ク <u>消防、防災、生活安全および交通安全に関すること。</u></p> <p>ケ <u>危機管理に関すること。</u></p> | <p>(事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により設ける組織および分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長直轄組織</p> <p>ア <u>秘書に関すること。</u></p> <p>イ <u>褒賞および表彰に関すること。</u></p> <p>ウ <u>特命事項の調査研究および調整に関すること。</u></p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>ア 市の総合的な政策の立案、調整および管理に関する<u>こと。</u></p> <p>イ 市の重要政策の調整等に関する<u>こと。</u></p> <p>ウ <u>統合庁舎および支所の整備に関すること。</u></p> <p>エ 広報および広聴に関する<u>こと。</u></p> <p>オ 地域および行政の情報化の推進に関する<u>こと。</u></p> | <p>・組織および分掌事務の変更に伴う改正</p> <p>・<u>市長直轄組織を政策推進部に統合する。</u></p> <p>政策推進部に異動</p> <p>政策推進部に異動</p> <p>政策推進部に異動</p> <p>・<u>政策推進部の分掌事務の変更</u></p> <p>削除</p> <p>市長直轄組織から異動</p> <p>市長直轄組織から異動</p> <p>市長直轄組織から異動</p> <p>市民部から異動</p> <p>市民部から異動</p> |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>(2) 総務部</p> <p><u>ア 市の行政一般に関すること。</u></p> <p><u>イ 職員の人事に関すること。</u></p> <p><u>ウ 文書および法規に関すること。</u></p> <p><u>エ 庁舎管理に関すること。</u></p> <p><u>オ 財政に関すること。</u></p> <p><u>カ 財産管理に関すること。</u></p> <p><u>キ 契約監理に関すること。</u></p> <p><u>ク 総合的な人権政策に関すること。</u></p> <p><u>ケ その他他の部の主管に属しないこと。</u></p> | <p>(3) 総務部</p> <p><u>ア 市の行政一般に関すること。</u></p> <p><u>イ 職員の人事に関すること。</u></p> <p><u>ウ 文書および法規に関すること。</u></p> <p><u>エ 財政に関すること。</u></p> <p><u>オ 財産管理に関すること。</u></p> <p><u>カ 契約監理に関すること。</u></p> <p><u>キ 総合的な人権政策に関すること。</u></p> <p><u>ク その他他の部の主管に属しないこと。</u></p> <p>(4) 地域振興部</p> <p><u>ア 地域振興に関すること。</u></p> <p><u>イ 市民協働の推進に関すること。</u></p> <p><u>ウ 市民自治組織その他市民活動団体の育成および支援に関すること。</u></p> <p><u>エ 地域公共交通に関すること。</u></p> <p><u>オ 戸籍および住民基本台帳に関すること。</u></p> <p><u>カ 米原市市民自治センター設置条例(平成 17 年米原市条例第 199 号)に規定する市民自治センターに関すること。</u></p> | <p>・ <u>総務部の分掌事務の変更</u></p> <p>追加</p> <p>・ <u>地域振興部を市民部に統合する。</u></p> <p>市民部に異動</p> <p>市民部に異動</p> <p>市民部に異動</p> <p>市民部に異動</p> <p>市民部に異動</p> <p>市民部に異動</p> |
| <p>(3) 市民部</p> <p><u>ア 市税に関すること。</u></p>   | <p>(5) 市民部</p> <p><u>ア 市税に関すること。</u></p> <p><u>イ 消防、防災、生活安全および交通安全に関すること。</u></p> <p><u>ウ 危機管理に関すること。</u></p>   | <p>・ <u>市民部の分掌事務の変更</u></p> <p>政策推進部に異動</p> <p>政策推進部に異動</p>   |

イ 国民健康保険および国民年金に関すること。

ウ 後期高齢者医療制度および福祉医療に関すること。

エ 戸籍および住民基本台帳に関すること。

オ 地域振興に関すること。

カ 市民協働の推進に関すること。

キ 市民自治組織その他市民活動団体の育成および支援に関すること。

ク 地域公共交通に関すること。

ケ 環境保全および自然保護に関すること。

カ 米原市役所支所および出張所設置条例(平成 17 年米原市条例第 199 号)に規定する支所および市民自治センターに関すること。

#### (4) くらし支援部

ア 社会福祉に関すること。

イ 障がい者福祉に関すること。

ウ 高齢者福祉に関すること。

エ 保健衛生、健康増進および医療に関すること。

オ 介護保険に関すること。

カ 児童福祉に関すること。

キ 子育て支援に関すること。

ク 少子化対策に関すること。

ケ こどもの健全育成に関すること。

エ 国民健康保険および国民年金に関すること。

オ 後期高齢者医療制度および福祉医療に関すること。

#### (6) 健康福祉部

ア 社会福祉に関すること。

イ 障がい者福祉に関すること。

ウ 高齢者福祉に関すること。

エ 保健衛生、健康増進および医療に関すること。

オ 介護保険に関すること。

#### (7) こども未来部

地域振興部から異動  
地域振興部から異動  
地域振興部から異動  
地域振興部から異動

地域振興部から異動  
経済環境部から異動  
地域振興部から異動

・健康福祉部の改称および分掌事務の変更

こども未来部から異動  
こども未来部から異動  
こども未来部から異動  
こども未来部から異動

・こども未来部をくらし支援部に統合する。

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>(5) <u>まち整備部</u></p> <p><u>ア 道路、橋りょうおよび河川に関すること。</u><br/> <u>イ 住宅および建築に関すること。</u><br/> <u>ウ 都市計画に関すること。</u><br/> <u>エ 上水道および簡易水道に関すること。</u><br/> <u>オ 下水道に関すること。</u><br/> <u>カ 地域経済および観光の振興に関すること。</u><br/> <u>キ 商業および工業の振興に関すること。</u><br/> <u>ク 労政に関すること。</u><br/> <u>ケ 企業誘致に関すること。</u><br/> <u>コ 農業、林業および水産業の振興に関すること。</u></p> | <p><u>ア 児童福祉に関すること。</u><br/> <u>イ 子育て支援に関すること。</u><br/> <u>ウ 少子化対策に関すること。</u><br/> <u>エ こどもの健全育成に関すること。</u></p> <p>(8) <u>経済環境部</u></p> <p><u>ア 商業および工業の振興に関すること。</u><br/> <u>イ 労政に関すること。</u><br/> <u>ウ 地域経済および観光の振興に関すること。</u><br/> <u>エ 企業誘致に関すること。</u><br/> <u>オ 農業、林業および水産業の振興に関すること。</u><br/> <u>カ 環境保全および自然保護に関すること。</u></p> <p>(9) <u>土木部</u></p> <p><u>ア 道路、橋りょうおよび河川に関すること。</u><br/> <u>イ 住宅および建築に関すること。</u><br/> <u>ウ 都市計画に関すること。</u><br/> <u>エ 上水道および簡易水道に関すること。</u><br/> <u>オ 下水道に関すること。</u></p> | <p>くらし支援部に異動<br/> くらし支援部に異動<br/> くらし支援部に異動<br/> くらし支援部に異動</p> <p>・<u>経済環境部をまち整備部に統合する。</u><br/> まち整備部に異動<br/> まち整備部に異動<br/> まち整備部に異動<br/> まち整備部に異動<br/> まち整備部に異動<br/> 市民部に異動</p> <p>・<u>土木部の改称および分掌事務の変更</u></p> <p>経済環境部から異動<br/> 経済環境部から異動<br/> 経済環境部から異動<br/> 経済環境部から異動<br/> 経済環境部から異動</p> |
|---|--|---|